

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会(以下、「この法人」という。)の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語定義)

第2条 この規程で使用する用語、及びその定義は以下のとおりとする。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、代議員総会で選任された役員のうち、常勤業務を担当するため理事会で選定され、この法人に週4日以上勤務することを原則とする者をいう。
- 3 非常勤役員等とは、前号に規定する役員を除く役員、並びに、会長が特に認める局長、委員長等をいう。
- 4 報酬等とは、常勤役員に支払う報酬、賞与、退職手当などをいう。
- 5 費用とは、職務執行に要した交通費、食費、宿泊費、その他の必要経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額制とし、代表理事については30万円以内、それ以外の理事については25万円以内とし、支給額については理事会で定める。また、別に交通費を支給することができる。ただし、賞与、退職手当等は支給しないものとする。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第4条 非常勤役員等が、職務執行に要した交通費、食費、宿泊費、その他の必要経費については、実費を支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項第5号の規定による「報酬等支給の基準」として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、代議員総会の議決により改廃することができる。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。